

寮者共不快と申、神祇官者可有遷宮と申す、無遷宮氏隔雲形紺代修理條をば不快と申せり、仍付神祇官之御ト可有遷宮之由、載宣命。

〔北邊隨筆三〕雲形

いにし文化六年己巳九月、伊勢に遷宮をろがみに降りけるに、その儀式どもふかく思ひあたらるゝ事ども多かりき、その時社頭にひきわたされし幕をみしに、おほきなる文字して雲形といふ二文字をかゝれたり、おもふに、これそのもとは繪して雲の形をかきたりけんを、その式を記録しおくとて、雲形とかき置きたりしが誤りて、其文字をば幕にかき傳へけるなるべし、いつの世よりか亥か文字にはかきけん、近きよの亥わざにはあらざるべきを、思ひよる人もなかりけんぞくちをしき、又は思ひよれりし人もありつれど、さる式になりて傳はりし事なれば、え改めずてありけるにもあるべし、大かた神前の事はいとかしこけれど、これらは繪たるべき事必定ならんとおぼゆれば、いとあらためまほしき事なりかし、勘仲記云、正應元年七月廿四日丁未晴、參院奏外宮御裝束用途事、中略今日祭物奉獻神宮了、行伊勢豐受太神宮假殿遷宮事所奉送雲形布船代山口木本鎮地後、鎮祭物等事合、雲形紺布捌殿中略右件雲形祭物等、任請奉送如件、正應元年七月廿四日、右官掌中原國有、左史生紀業弘、左少史中原景範云々、これらおもふべし、

〔松屋筆記九十二〕三幅白の幕皆白の幕

俗に白幕をみのじるとなへ、そは三幅の製より移りて、幾幅にもあれ、白幕にいふ事とおもへるは、いみじきひが事也、こはから糸草子四十一丁ウに、鶴岡にて今様ありし事をいへる條に、みなじろの大幕へ、二三度四五どまひかゝり云々、又みなじろの大まくをなげあげて云々など見えて、皆自の義也、